

産業廃棄物処理計画書 令和 7 年 6 月 1 6 日 山口県知事 様 提出者 住 所 山口県山口市大内矢田南四丁目 8 番 1 号 氏 名 石山建設株式会社 代表取締役 石山 克之 電話番号 0 8 3 - 9 2 7 - 0 3 0 6 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 9 項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事 業 場 の 名 称	石山建設株式会社
事 業 場 の 所 在 地	山口県山口市大内矢田南四丁目 8 番 1 号
計 画 期 間	令和 7 年 4 月 1 日 ~ 令和 8 年 3 月 3 1 日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事 業 の 種 類	土木工事業、とび・土工事業、ほ装工事業 しゅんせつ工事業、水道施設工事業
②事 業 の 規 模	1 3 2 , 4 9 2 万円
③従 業 員 数	3 9 人
④産業廃棄物の一連 の処理の工程	公共工事は発注者の設計図書に基づき実施する。民間工事は山口県土木 工事業仕様書に基づき実施する。産業廃棄物処理が含まれていれば収 集・運搬を実施し、所定の処分業者に処理を委託している。

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙管理体制のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		別紙2－1のとおり	
	産業廃棄物の種類			
	排 出 量	t		t
	(これまでに実施した取組) 特に実施していない。			
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類			
	排 出 量	t		t
	(今後実施する予定の取組) 汚泥については、水切りを実施して減量する。			

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 主な産業廃棄物でありアスファルト殻、コンクリート殻は100%分別している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現場仮置き時に異物が混入しないように仮柵等で区分け措置を行う。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】 別紙2－1のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） 実施例なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 予定なし		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） 実施例なし		
②計画	【目標】 別紙2－1のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 実施予定なし		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） 実施例なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】 別紙2－1のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	（これまでに実施した取組） 委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面にて 契約を実施している。		

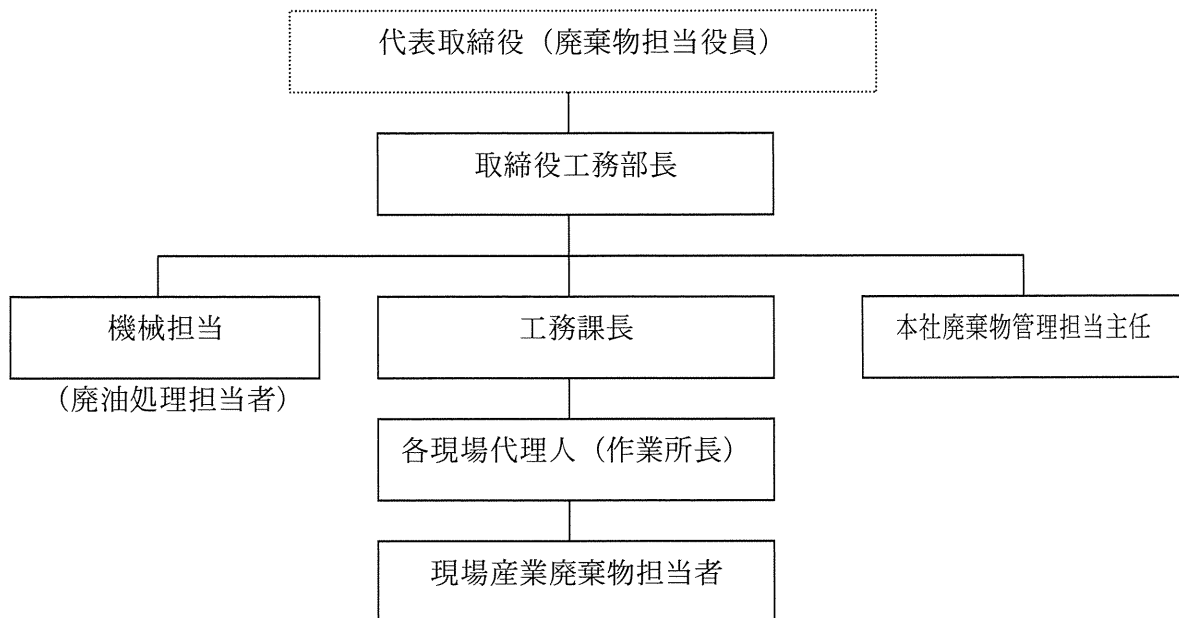
②計画	【目標】 別紙 2 - 1 のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1) 産業廃棄物処理に関する管理体制図



(2) 産業廃棄物処理責任者

代表取締役	(産業廃棄物担当役員) ・ 廃棄物処理計画書 承認
総括責任者	取締役工務部長 ・ 廃棄物処理計画書 作成 ・ 廃棄物管理状況の把握
本社廃棄物担当主任	主任 ・ 委託契約の締結 ・ マニフェストの保管管理
作業所指導担当	工務課長 ・ 処理業者、再生利用業者選定及び管理 ・ 各代理人指導、教育の実施
現場代理人	・ 作業所廃棄物処理計画書の作成、承認 ・ 作業所内廃棄物保管責任者 ・ 処理委託業者選定
現場産業廃棄物担当者	・ マニフェスト発行、保管 ・ 廃棄物処理管理
廃油処理担当者	機械課長 ・ 廃棄物（廃油）処理業者選定 ・ マニフェスト発行、管理 ・ 廃棄物処理管理

(3) 教育・研修

- 1) 廃棄物に関する研修には本社廃棄物担当主任が中心となって積極的に参加し、研修内容を社内に伝達し、最新の情報を広める。
- 2) 毎月開かれる全現場代理人対象の会議において情報の伝達及び各作業所での廃棄物管理について適宜教育を実施する。

(4) 情報公開

公共工事における廃棄物処理計画、方法、実施結果は発注者へ工事資料として提出するため、各発注者の情報公開の手続きにより公開される。記録保管管理されているマニフェスト等については申し出があれば情報公開に応じる。

多量排出事業者の産業廃棄物処理計画書(補足)(令和7年度計画)

別紙2-1

多量排出事業者 名 称	石山建設株式会社	所在地(市町名)	山口市	事業の種類	土木工事業
-------------	----------	----------	-----	-------	-------

区分	種 類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
		排 出 量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
		現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
産 業 廃 棄 物	燃え殻																				
	汚泥	1	1									1	1			1	1				
	廃油	0	1									0	1	0		0	1				
	廃酸																				
	廃アルカリ	1	1									1	1	1	1	1	1				
	廃プラスチック類	9	9									9	9			9	9				
	紙くず	0	0									0	0			0	0				
	木くず	180	180									180	180			180	180				
	繊維くず																				
	動植物性残さ																				
	動物系固形不要物																				
	ゴムくず																				
	金属くず	1	1									1	1			1	1				
	ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	0	1									0	1			0	1				
	紙さい																				
物	がれき類	1,729	1,700									1,729	1,700			1,729	1,700				
	動物のふん尿																				
	動物の死体																				
	ばいじん																				
	13号廃棄物																				
計 (A)		1,921	1,894	0	0	0	0	0	0	0	0	1,921	1,894	1	1	1,921	1,894	0	0	0	0